24033　プロパー2ーエンー1ーアミン重合物　9ー3173

24034　1ー（2ーブロモエチル）ー4ーニトロベンゼン　4ー⑿ー943

24035　（1*S*，4*S*，5*S*）ー4ーブロモー6ーオキサビシクロ［3．2．1］オクタンー7ーオン　8ー(4)ー1971

24036　2ー(3ーブロモー5ークロロフェニル)ー4，6ージフェニルー1，3，5ートリアジン　8ー(3)ー1412

24037　1ーブロモー4ー（1，1ージフルオロエチル）ベンゼン　4ー⑮ー246

24038　2ーブロモー9，9ージメチルー9*H*ーフルオレン　7ー(1)ー886

24039　（1*S*，3*S*，4*S*）ー4ーブロモー3ーヒドロキシー*N*，*N*ージメチルシクロヘキサンカルボキサミド　3ー(4)ー744

24040　5ーブロモピリジンー2ーカルボニトリル　8ー(1)ー3959

24041　1ーブロモー4ーベンチルベンゼン　4ー⑮ー247

24042　1，1，1，5，5，5ーヘキサフルオロペンタンー2，2，4，4ーテトラオール　2ー(8)ー818

24043　ヘキシル＝ニトリット　2ー(7)ー368

24044　1ー[(3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，9，9，10，10，10ーヘプタデカフルオロデシル）オキシ］プロパンー2ーイル＝メタクリラートと2ー[(3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，9，9，10，10，10ーヘプタデカフルオロデシル）オキシ］プロピル＝メタクリラートの混合物　2ー(6)ー1996

24045　（5*R*）ー5ー｛[(1，3ーベンゾチアゾールー2ーイル）スルホニル］メチル｝ー2ーピロリドン　8ー(7)ー1841

24046　1，1’ー(2ー{[(1，3ーベンゾチアゾールー2ーイル)(ヘキシル)ヒドラゾノ］メチル｝ー1，4ーフェニレン）＝4，4’ービス(4ー{[6ー（アクリロイルオキシ）ヘキシル］オキシ｝フェニル）＝ビス（*trans*ーシクロヘキサンー1，4ージカルボキシラート）　8ー(7)ー1842

24047　4ーベンチルフェニル＝*trans*ー4’ープロピルー1，1’ービ（シクロヘキサン）ー*trans*ー4ーカルボキシラート　7ー(3)ー1004

24048　ホウ酸と（3ー*sn*ーホスファチジル）コリンの反応生成物　11ー(4)ー890

24049　マグネシウム＝クロリド＝3，3ージメチルブタンー1ーイド　1ー(2)ー292

24050　末端に2ーシアノプロパンー2ーイル基を有する、スチレン・*N*ー（4ーヒドロキシー3，5ージメチルベンジル）アクリルアミド共重合物　9ー3174

24051　2ー{[3ー（メタクリロイルオキシ）ー1ーアダマンチル］オキシ｝プロパン酸　7ー(2)ー323

24052　（5ーメチルー2ーオキソー1，3ージオキソールー4ーイル）メチル＝4ー(2ーヒドロキシプロパンー2ーイル)ー2ープロピルー1ー{[2’ー（1*H*ー1，2，3，4ーテトラゾールー5ーイル）ビフェニルー4ーイル］メチル｝ー1*H*ーイミダゾールー5ーカルボキシラート　8ー(3)ー1413

24053　（5ーメチルー2ーオキソー1，3ージオキソールー4ーイル）メチル＝4ー(2ーヒドロキシプロパンー2ーイル)ー2ープロピルー1ー{[2’ー（1ートリチルー1*H*ー1，2，3，4ーテトラゾールー5ーイル（又は2ートリチルー2*H*ー1，2，3，4ーテトラゾールー5ーイル））ビフェニルー4ーイル］メチル｝ー1*H*ーイミダゾールー5ーカルボキシラート（混合物）　8ー(3)ー1414

24054　3ー（メチルスルファニル）ー1，2，4ーチアジアゾールー5ーアミン　8ー(7)ー1843

24055　*N*ーメチルー3ー（トリビニルシリル）アニリン　4ー(3)ー197

24056　5ーメチルー2ー（4’ーニトロビフェニルー4ーイル）ー1，3ーベンゾオキサゾール　8ー(7)ー1844

24057　メチル＝（*Z*）ー2ー（3ーニトロベンジリデン）ー3ーオキソブタノアート　4ー(7)ー2524

24058　2ーメチルー4，6ービス（トリクロロメチル）ー1，3，5ートリアジン　8ー(3)ー1415

24059　1ーメチルー1*H*ーピラゾールー5ーアミン一リン酸塩　8ー(2)ー2577

24060　*S*ーメチル＝ブタンチオアート　2ー(4)ー1289

24061　メチル＝（3*R*）ー3ー{[*tert*ーブチル（ジメチル)シリル]オキシ}ー5ーオキソー6ー（トリフェニルーλ⁵ーホスファニリデン）ヘキサノアート　4ー(3)ー198

24062　4’ー（5ーメチルー1，3ーベンゾオキサゾールー2ーイル)ビフェニルー4ーアミン　8ー(7)ー1845

24063　1ー（3ーメチルー1ーベンゾフランー2ーイル）エタノン　8ー(4)ー1972

24064　2ーメチルー2ー（*tert*ーペンチルペルオキシ）ブタンを開始剤とする、アクリル酸・イソブチル＝メタクリラート・2ーエチルヘキシル＝アクリラート・2ーエチルヘキシル＝メタクリラート・ジイソブチル＝フマラート・スチレン・ドデシル＝メタクリラート・トリデシル＝メタクリラート・2ーヒドロキシエチル＝アクリラート・2ーヒドロキシエチル＝メタクリラート・2ーフェノキシエチル＝アクリラート・ブチル＝メタクリラート・*tert*ーブチル＝メタクリラート・メチル＝水素＝マレアート・メチル＝メタクリラート共重合物　9ー3175

24065　2ーメトキシオキサン　8ー(4)ー1973

24066　3ー[(1ーメトキシー1ーオキソプロパンー2ーイル)オキシ]ー1ーアダマンチル＝メタクリラート　7ー(2)ー324

24067　6ーメトキシピリダジンー3ーアミン一塩酸塩　8ー(2)ー2578

24068　2ー［4ー（4ーメトキシフェニル）ー6ーフェニルー1，3，5ートリアジンー2ーイル］フェノールを主成分とする、(塩酸とベンズイミドアミドの塩）とナトリウム＝メトキシドと2ーヒドロキシベンズアミドとメトキシ安息香酸の反応生成物　8ー(3)ー1416

24069　ユカン（*Phyllanthus emblica*）果実抽出液　11ー(4)ー891

○厚生労働省告示第百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一の一の1及び2中「255単位」を「245単位」に、「404単位」を「388単位」に、「587単位」を「564単位」に、「670単位」を「644単位」に、「753単位」を「724単位」に、「836単位」を「804単位」に、「919単位」を「884単位」に、「83単位」を「80単位」に改め、同一の3中「105単位」を「101単位」に、「152単位」を「146単位」に、「196単位」を「189単位」に、「237単位」を「229単位」に、「274単位」を「264単位」に、「309単位」を「298単位」に、「35単位」を「34単位」に改め、同一の二中「105単位」を「101単位」に、「196単位」を「189単位」に、「274単位」を「264単位」に、「344単位」を「331単位」に、「70単位」を「67単位」に改め、同一の4中「101単位」を「97単位」に改め、同一の1の注1中「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号」に、「第1条第2号に掲げる利用者」を「第2条第1号に掲げる利用者」に改め、同一の注12に次のように加える。

⑷　特定事業所加算(Ⅳ)　所定単位数の100分の5に相当する単位数